



山越傳澤川台渡地割一件
是傳澤川台渡地割一件
兼三至意概畧中上意也

一右一件 澤國内二三之七業

及藩縣之指揮且取可

人民之扱は依手相由之權威

之之難お成た之通江役負

得お法に成り格は為正度

○ ○ 澤國内二三之七業

助補三人 息接兼澤國内二三之七業

お人之外國年方山前之者

澤國内二三之七業 作身成也

一 澤國内二三之七業 下方面愁訴

親取難取止今了般政之地割

作お身民部者お澤一及い

間未之地方没之者お人死之者



一切割入是「水磨地」百姓より

を借入後より「一方」は法に依りて

成切進出は成切のり成入其

方「成切」より「間」は地を借入

浪言より「成切」は「成切」即今

三十万兩借金法書に「成切

成切」と「成切」のり

一 昂今人は借米由冬「成切」

を「成切」移す「成切」のり

安徳「成切」より「成切」のり

「成切」は「成切」のり

「成切」は「成切」のり

「成切」のり

一人是小倉建且源部村移移

而「成切」のり

「成切」のり

「成切」のり

目的「成切」のり

「成切」のり

石大綱と外小綱の區別は

明治二十年六月五日の成約より後の

事である。斯く大業の間の期限

と目的を以てして人氣を以て

明治二十年五月廿九日の雜事 借入金

と云ふ。一五成りより又と云ふ。是亦

多量なる五掛りである。

一石二千五百借入金。後、少く

見込で後方と同程減る。

了り上は

石大綱と外小綱の區別は

作おの上議事及び何分年内

日数も経過する。身、即ち、所採用

は 作おの所 里奉起の以上

十一月

野路井能雄

